

日薬業発第100号  
令和4年6月30日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会  
会長 山本 信夫  
(会長印省略)

「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について」の一部改正について  
(名札の氏名記載について)

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

薬局開設者及び店舗販売業者に対しては、薬局又は店舗の従業員が薬剤師、登録販売者又は一般従事者であることが容易に判別できるよう、名札を付けさせる等の措置を講ずることが求められているところです。

今般、ストーカー被害やカスタマーハラスメントの防止等の観点から、名札の氏名記載の方法について、薬局開設者及び店舗販売業者の適切な判断の上で、姓のみ等の名札を付けることを認めても差し支えないこととされ、下記のとおり通知ならびにQ&Aが一部改正されました。

法改正時の趣旨のとおり、名札には薬剤師、登録販売者の別とともに氏名を記載する原則には変わりなく、カスタマーハラスメント防止等の観点から姓のみ等の記載とすることを認めるものです。その際には、社会通念上不適当でない呼称を用いることが求められております。

貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

## 記

- ・「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について」の一部改正について  
(令和4年6月27日付 薬生発0627第12号、厚生労働省医薬食品局長通知)  
[平成21年5月8日付 日薬業発第55号]
- ・「一般用医薬品販売制度に関するQ&Aについて」の一部改正について  
(令和4年6月27日付 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡)  
[平成22年7月13日付 日薬業発第97号]

※これら通知は厚生労働省ホームページにて閲覧できます。

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療  
> 医薬品・医療機器 > 医薬品の販売制度【関係通知等】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082514.html>

以上

薬生発0627第12号

令和4年6月27日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局長

( 公 印 省 略 )

「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について」の一部改正について

標記について、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）薬務主管課あて、別添のとおり通知しましたので、その内容について御了知の上、貴会傘下関係者に周知いただきますようお願いいたします。

各 

都道府県 保健所設置市 特別区
-----------------------

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局長

（ 公 印 省 略 ）

「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について」の一部改正について

薬局開設者及び店舗販売業者に対しては、薬局又は店舗の従業員が薬剤師、登録販売者又は一般従事者であることが容易に判別できるよう、名札を付けさせる等の措置を講じることを医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「薬機法施行規則」という。）第15条及び第147条の2により求めており、当該名札には、薬剤師、登録販売者又は一般従事者の氏名を記載させることを「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について」（平成21年5月8日薬食発第0508003号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「局長通知」という。）により示しているところです。

今般、ストーカー被害やカスタマーハラスメントの防止等の観点から、名札の氏名記載の方法について見直しを行い、局長通知の一部を下記のとおり改正することとしたため、御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等へ周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

局長通知の一部を別添のとおり改正する。